

○宮城県発掘調査基準運用マニュアル

令和8年3月25日文第2598号

令和8年4月1日施行

このマニュアルは、「宮城県発掘調査基準」（平成12年4月1日施行、平成31年4月1日改正）について、その具体的な運用を記載したものである。

（1）宮城県発掘調査基準の運用

本項では「宮城県発掘調査基準」に従って、Ⅰに「発掘調査」を要する場合、Ⅱ-1に「工事立会」の取扱いを可能とする場合、Ⅱ-2に「慎重工事」の取扱いを可能とする場合の運用を示す。

このマニュアルにおける「発掘調査」は、記録保存のための「本発掘調査」と、その前段階において遺跡の内容を把握し、本発掘調査の範囲決定及び積算等を行うために実施する「確認調査」を合わせたものを指す。確認調査は、対象面積の5～10%程度を目安に実施する。

Ⅰ．「発掘調査」を要する場合

1．「工事の掘削により埋蔵文化財が破壊される場合」は、掘削工事（杭の打設を含む）が遺構面に及ぶ場合に適用される。ただし、Ⅱ-1の①②に該当する場合は、遺跡の内容も踏まえたうえで、掘削による遺構への影響が軽微と判断されれば、施工時に文化財担当職員が立ち会う形での対応を可能とする。

2．「掘削が及ばない場合であっても、工事により埋蔵文化財に影響を及ぼす場合」とは、遺構面と工作物の基礎等の間に適正な保護層が確保できない場合に適用される。この場合、掘削面と埋蔵文化財との間に30cm程度の保護層を確保することが望ましいが、地質、土壌条件、工事内容等を合理的に勘案して判断する。

「一時的な盛土や工作物の設置により、埋蔵文化財に影響を及ぼす場合」とは、盛土や工作物の荷重と埋蔵文化財包蔵地の地質、土壌条件等から判断して、埋蔵文化財が地中で変形、又は損壊するおそれのある場合に適用される。

3．「恒久的な工作物の設置により、相当期間にわたり埋蔵文化財と人との関係が絶たれ、埋蔵文化財が損壊したのに等しい状態となる」とは、「宮城県発掘調査基準」に詳細が示されており、このマニュアルの「（2）各種事業の取扱い」にも具体例を示す。

なお、工事による埋蔵文化財への影響の有無を把握するため、特に1,000m²以上の大規模な開発については、確認調査の実施を原則とする。

また、重要な遺構の分布が想定される遺跡において開発による影響を確認するため、県教育委員会又は市町村の文化財担当部局が必要と判断した場合は、確認調査を実施することとする。

II-1. 「工事立会」の取扱いを可能とする場合

工事が遺構面に及ぶ可能性があるが、掘削の規模が小さく影響が軽微と判断される場合（下記①②）、工事が埋蔵文化財を損壊しない範囲内で計画されている場合（下記③④⑤）に適用可能とする。ただし、恒久工作物の設置（基準I-3）に該当する場合は適用対象外とする。なお、工事の立会中に遺構が検出された場合は、事業者側の理解を得て、速やかに記録を作成する。

① 掘削幅（範囲）が狭い	<ul style="list-style-type: none"> ・幅2m未満の掘削または2m×2m未満の範囲の掘削を目安とする（例、埋設管の敷設、電柱の掘削、住宅の一部深基礎）。 ・工作物の幅ではなく、掘削幅を判断基準とする（例、L型擁壁、浄化槽等）。 ・杭の打設については、その規模を判断基準とする。 →「(2) 各種事業の取扱い C建築物と杭基礎工法」及び「D野立て太陽光発電施設」
② 掘削が浅い	<ul style="list-style-type: none"> ・深い部分で50cm以内の掘削を目安とする（住宅べた基礎等）。ただし、周辺の調査成果や坪掘り等により、掘削で埋蔵文化財が破壊されることが見込まれる場合はこの限りではない。
③ 掘削が表土（盛土）に収まる	<ul style="list-style-type: none"> ・「盛土」は当該工作物の施工に伴って盛られた土、施工前～遺構面までの土を「表土」とする。 ・事前に開発対象地の坪掘りを行って、表土の厚さを把握しておく方法も有効である。
④ 新たな掘削が伴わない	<ul style="list-style-type: none"> ・工作物の解体撤去、既存施設の同位置での改修、崩落土砂の撤去、河川堆積土砂の浚渫、陥没孔の埋め戻し等に適用する。 ・工作物の撤去後に新たな開発が見込まれる場合は、撤去時に確認調査を実施しておくことも有効である。
⑤ 簡易な舗装、簡易な盛土施工	<ul style="list-style-type: none"> ・「簡易な舗装」については、表層工と路盤工を合わせた厚さが30cm以下で、地盤改良を施さないものを対象とする。 →「(2) 各種事業の取扱い A道路・駐車場」 ・「簡易な盛土施工」については、厚さ最大2m未満の盛土、碎石敷を対象とする。 →「(2) 各種事業の取扱い B盛土整地」

II-2. 「慎重工事」の取扱いを可能とする場合

工事が埋蔵文化財を損壊しない範囲内で計画され、発掘調査や工事立会の必要がないと判断された場合（下記①～⑤）に適用可能とする。

① 既に発掘調査が終了した箇所での施工	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画地において、過去に本発掘調査が行われている場合に適用する。 ・広範囲の場合は「埋蔵文化財の取扱いの特例」（平成20年3月7日付け文第1925号通知）の適用を推奨する。
② 過去の調査の結果、遺構が発見される可能性が極めて低いと判断される場所での施工	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画地あるいはその周辺において、過去に確認調査等が行われており、その結果、事業計画地に遺構が分布する可能性が極めて低いと判断される場合に適用する（遺跡内でも遺構の希薄な場所、あるいは過去の造成等により遺構が消滅したとみられる場所等）。
③ 過去の造成で大きく削平された場所での施工	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模な切土が行われており、遺構が残っている可能性がないと判断される場合に適用する。 ・旧地形図との照合や、過去の確認調査・立会結果等を勘案して範囲を設定する。
④ 小径杭の打ち込み	<ul style="list-style-type: none"> ・直径10cm未満の杭の打ち込みに適用する。 ・事業面積1,000m²以上の場合は、小径杭であっても原則として確認調査を実施する。
⑤ 既存舗装の改修	<ul style="list-style-type: none"> ・改修による掘削が既存の路盤の範囲内に収まる場合に適用する。 <p>→ 「(2) 各種事業の取扱い A道路・駐車場」</p>

【参考】届出対象外の工事例（いずれも掘削工事を伴わないことを前提とする）

- ・現地表面への簡易な工作物の設置（敷き鉄板、プレハブ等）
- ・工作物の地上部分の改修・撤去（地下基礎部分を存置するもの）
- ・既存舗装の表層工のみの補修
- ・土地の用途を変更しない砕石敷（道路・駐車場等）
- ・立木の伐採（除根や作業道の敷設がないこと）
- ・測量に伴う杭の設置
- ・設計のための地盤調査

(2) 各種事業の取扱い

前項で示した考え方にに基づき、代表的な開発事業の具体的な取扱いや留意点を示す。

A. 道路・駐車場

- ① 高速道路、高規格道路、側道、国道、県道、市町村道、広域農道（舗装する場合）、複数で権利を共有する位置指定道路、インターチェンジのループ部分、サービスエリア、パーキングエリアのほか、地盤改良が伴う道路・駐車場については、恒久的な工作物と見なし、遺構面に掘削が及ばない場合であっても本発掘調査の対象とする（基準Ⅰ－3）。ただし、高架、橋梁の橋脚以外の部分、道路の拡幅・改良の場合の既存道路部分は、埋蔵文化財に影響を及ぼさない限り本発掘調査の対象から除く。
- ② 1,000m²以上の舗装駐車場、ほ場整備事業における新設農道は、原則として確認調査を実施し、工事による埋蔵文化財への影響の有無を把握する。
- ③ 上記①②に該当しないもので、一時的かつ簡易な構造の工事用道路、簡易な構造の農道・私道・駐車場、単独施工の歩道・植樹帯については、遺構面に掘削が及ばない場合、工事立会で対応可能とする。
この場合の「一時的」とは、設置期間の後に現況に復することが確約されている場合で、通常2年以内をさす。「簡易な構造」とは、砕石敷や簡易舗装（表層工と路盤工を合わせた厚さが30cm以下で、地盤改良を施さないもの）が該当する。

B. 盛土整地

- ① 厚さ最大2m以上の盛土整地は恒久的と見なし、原則として盛土範囲全体を本発掘調査の対象とする（基準Ⅰ－3）。ただし、盛土2m未満の範囲を明確に限定できる場合や、将来的な開発計画等を勘案して盛土後も発掘調査に支障がないとみられる場合は、盛土厚さ2m以上の範囲のみを対象とすることができる。
- ② 厚さ2m未満の盛土のうち、斜面への盛土整地前に「段切り」を行う場合は、遺構面に掘削が及ぶ範囲を本発掘調査の対象とする（基準Ⅰ－1）。
- ③ 1,000m²以上の盛土整地（砕石敷を除く）は、原則として確認調査を実施し、工事による埋蔵文化財への影響の有無を把握する。
- ④ 上記①～③のいずれにも該当しない盛土整地は、工事立会で対応可能とする。

C. 建築物と杭基礎工法

- ① 建築物の基礎掘削（杭基礎等の打設を含む）が遺構面に及ぶ場合には、原則として建築範囲全体を本発掘調査の対象とする（基準Ⅰ－1・3）。
- ② 上記①の取扱いにおいて、遺構面に及ぶ基礎の面積が建築面積の5%以下の場合は、以下のような取扱いを可能とする。
 - （ア）建築面積が1,000m²以上の場合、本発掘調査の対象を杭基礎等により埋蔵文化財が影響を受ける範囲に限ることができる。具体的な対象範囲は工法、確認調査の結果等を勘案して決定する。
 - （イ）建築面積が1,000m²未満の場合、埋蔵文化財への影響は軽微と見なし、工事立会による対応を可能とする。
- ③ 上記①の取扱いにおいて、建築面積150m²未満の建物については、本発掘調査の実施により予定の工作物の構築が極めて困難になる場合もしくは地盤改良等の付帯工事を要するなどの相当の負担が生じる場合、調査の対象から除くことができる。

D. 野立て太陽光発電施設

- ① 敷地造成により、遺構面に切土が及ぶ場合、又は2m以上の盛土が行われる場合は、本発掘調査の対象とする（基準Ⅰ－1・3）。
- ② 事業面積が1,000m²以上の場合は、原則として確認調査を実施し、工事による埋蔵文化財への影響の有無を把握する。

この場合の「事業面積」は「フェンスで囲まれる範囲の面積」とする。フェンスが無い場合は太陽光パネルの設置面積とする。
- ③ 上記①②いずれにも該当しない場合は、工事立会で対応可能とする。

E. ほ場整備

- ① 田面調整については、田面切土が遺構面に及ぶ場合、又は田面盛土の厚さが最大2m以上になる場合は、それらの範囲を本発掘調査の対象とする（基準Ⅰ－1・3）。遺構面より上の耕作土（保護層）を30cm確保することが望ましいが、営農条件および土壌条件の実態に合わせて対応する。
- ② 用水路工及び排水路工については、原則として恒久的な工作物と見なし、本発掘調査の対象とする（基準Ⅰ－3）。ただし、設置される工作物が小規模な場合（コンクリート製工作物の内幅又はパイプラインの径がおおむね1m未満）については、確認調査を

実施した上で、遺構面に掘削が及ぶ範囲の記録作成にとどめることができる。

- ③ 道路工については、舗装される広域農道は恒久的な工作物と見なし、本発掘調査の対象とする（基準Ⅰ－３）。碎石敷もしくは簡易舗装の農道については、原則として確認調査を実施し、工事による埋蔵文化財への影響の有無を把握する。
- ④ 暗渠排水工については、掘削幅が狭いことから、原則として工事立会で対応可能とする。ただし、重要な遺構の分布が想定される場合は確認調査を実施し、工事による埋蔵文化財への影響の有無を把握する。

F. 急傾斜地崩壊対策

- ① 「法枠工法」及び「待受け式擁壁工法」については恒久的な工作物と見なし、工作物の設置部を本発掘調査の対象とする（基準Ⅰ－３）。
- ② その他の工法についても、原則として確認調査を実施し、工事による埋蔵文化財への影響の有無を把握する。

(3) その他

このマニュアルに定めのない事例や、取扱いの疑義等が生じた場合は、関係各機関と協議の上、県教育委員会が判断するものとする。

このマニュアルは、埋蔵文化財保護に関する理念の変化や技術的な進歩等に伴い、必要に応じて見直しを行うものとする。

